

工事現場事故『ゼロ』推進運動！

令和8(2026)年度『重点安全対策5項目』

特に【8月,11月】を強化月間とします！

- 令和7(2025)年度の本市の工事事故等は6件発生し、そのすべてが物損事故であり、休業4日以上の大事故や死亡事故は発生していません。
- 事故等の要因は、基本的な安全対策の遵守不足や作業員の不注意、作業方法の欠陥等であり、未然に防げるものがほとんどでした。
- 本年度は、特に以下の5項目について重点的に安全対策を講じ、発注者・受注者共に全力を挙げて事故防止に万全を期すこととします。また、重点安全対策項目に該当しない作業であっても、リスクアセスメントを適切に行い、大事故につながる危険要因を排除することにより、工事事故防止に努めることとします。

【重点安全対策5項目】

1. 足場・法面等からの墜落による人身事故防止！

2. 資機材等の下敷き、挟まれに関連した人身事故防止！

3. 架空線及び地下埋設物等の破損防止！

4. 第三者等への損害事故防止！

5. 盗難防止対策の徹底！

1. 足場・法面等からの墜落による人身事故防止！

令和7(2025)年度において、本市では足場・法面等からの墜落による人身事故は発生していません。

足場・法面等からの墜落事故は、重大事故につながる危険があることから、引き続き以下の項目について重点的に安全対策を講じ、事故防止に万全を期すこととします。

重点安全対策項目

①【建設機械からの昇降】

- バックホウなど建設機械から降りる際に、転落した事故が多くみられる。周囲の安全が確認できても、機械への飛び乗りや機械から飛び降りはず、両手両足で手すりやステップを使った3点支持で確実に行うこと

②【作業方法および順序の周知】

- 足場・法面等の墜落の恐れのある場所では、工事関係者に対して墜落制止用器具（安全带）の着用など、作業方法や作業手順を周知徹底すること。また、作業手順書等においては、現場条件を十分考慮し、実際に現場において作業可能なものを検討することを徹底するとともに、それに応じた墜落防止対策を講じること
- 「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」を遵守すること

③【墜落防止設備の設置、使用】

- 足場組立・解体時等の施工にあたっては、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」(R5.3.14 改正) および「手すり先行工法等に関するガイドライン」(R5.12.26 改正) の遵守により、墜落制止用器具（安全带）を使用するための親綱等の墜落防止設備を設置、使用し、安全な足場環境を整備すること
- 特に足場の組立て等作業時における墜落制止用器具（安全带）の掛替え時の転落防止対策として、「墜落防止用器具（安全带）の二丁掛」を基本とすること

④【安全通路の設定、周知徹底】

- 墜落の恐れのある場所では、作業員が安全に移動できる通路を確保し、安全通路であることを表示すること

⑤【「ロープ高所作業」における危険防止のための関係法令の遵守】

- 「ロープ高所作業」を行う場合は、ライフライン設置、作業計画の策定、特別教育の実施など、労働安全衛生規則第 539 条 (H28.1.1 試行) を遵守すること

(※令和8(2026)年度新規項目： ①)



2. 資機材等の下敷き、挟まれに関連した人身事故防止！

令和7(2025)年度において、本市では建設機械の稼働等に関連した「資機材等の下敷き、挟まれ」による人身事故は発生していません。しかしながら、休工中における仮設間仕切壁の倒壊事故が1件発生しています。

作業中の倒壊等の事故は、重大事故に繋がる恐れが高い事故発生形態であることから、以下の項目について重点的に安全対策を講じ、事故防止に万全を期すこととします。

重点安全対策項目

① 【危険性の調査（リスクアセスメント）と安全管理活動の徹底】

- 現場の危険性を事前に調査し、その結果を施工計画に反映して労働災害防止に努めること
- 施工条件と計画に相違が生じた場合は、速やかに原因を調査分析し、計画を見直すこと
- 機械、工具、仮設資材は手順書等を周知徹底し、危険箇所を確認の上で作業すること
- 安全朝礼やミーティング、点検を徹底し、作業者、手順、注意点を明確にして計画どおりの人員で作業を行うこと

② 【適切な施工機械の選定および使用】

- 建設機械作業は、周辺状況や現場条件を事前に確認し、適切な機械を選定して行うこと
- 機械の能力超過や安全装置を解除した使用は禁止し、移動式クレーンは水平設置とアウトリガーの適正使用を徹底すること
- 特に傾斜地（坂道）においてアウトリガーを使用する場合、サイドブレーキが働いている後輪が高い位置（前輪を低い位置）となるよう車両を設置すること
- オペレーターには、取扱説明書等を遵守した操作について十分な教育を行い、適切な作業を実施すること

③ 【誘導員の配置】

- 路肩や法肩などの危険箇所や建設機械との共同作業時は、誘導員を適正に配置し、合図方法を確認の上、オペレーターと連携（トランシーバーや笛を活用）して作業員の安全を確保しながら作業を行うこと

④ 【玉掛け作業】

- 吊り角度や玉掛け位置、あて物を事前に確認し、荷吊りの安全を確保すること
- 吊り荷を接地させる際は、合図を確認し、作業者と荷の距離を十分に保つこと

⑤ 【作業員に対する作業方法の周知】

- 建設機械の転倒や接触の恐れのある作業では、事前に防止手順を作業員へ周知徹底すること
- 重機の誤作動防止のため、安全装置の使用を徹底すること
- オペレーターに対し、操作手順や注意事項の教育指導を行い、人材の育成に努めること

(※令和8(2026)年度新規項目：_____)

3. 架空線及び地下埋設物等の破損防止！

令和7(2025)年度において、本市では架空線または地下埋設物等の破損事故が3件発生しています。いずれも、十分な事前調査や作業中の監視、誘導の徹底で防ぐことができる事故でした。

架空線等の破損事故は、一度発生してしまうと社会的影響が大きいため、以下の項目について重点的に安全対策を講じ、事故防止に万全を期すこととします。

重点安全対策項目

① 【架空線に対する事前確認】

- 架空線等の施設について、施工前に現地調査を実施し、種類、位置（場所・高さ等）、管理者を確認するとともに、オペレーター等の作業員へ周知し、チェックリスト等を用いて作業時の留意事項についての指導を徹底すること。また、準備作業時や予定外作業時においても、架空線等の存在を失念しないよう周知を徹底すること
- 架空線付近で作業する場合は、電線防護等を行った上で、所定の間隔を確保して作業すること

② 【地下埋設物に対する事前調査】

- 地下埋設物の存在が予想される箇所は、作業に先立ち図面等の照合、埋設物管理者の立会いを必ず行うと共に、試掘等により地下埋設物の確認を行うこと
- 設計図書に記載がない場合でも、掘削を行う作業があるときには、埋設物の有無の確認を行うこと
- 郊外地、山間地の場合であっても、埋設物を十分に確認すること
- 埋設物の近傍では、手掘りにより慎重に施工し、安易に機械掘削を行わないこと

③ 【目印表示等の設置、作業員への周知】

- 工事関係者に、架空線や埋設物位置を周知するため、目印表示や看板を設置するとともに、必要に応じて保護カバー、高さ制限装置の設置等の保安措置を行い、作業員に対して周知・徹底すること

④ 【監視・誘導員の配置】

- 建設機械による作業を行う場合には、必要に応じ監視員を配置すること
- 架空線等の障害物周辺における建設機械等の作業においては、誘導員を配置し、合図を定めて誘導するよう指導を徹底すること

⑤ 【アーム・荷台は下げて移動】

- 架空線等付近にてバックホウ、ダンプトラック、移動式クレーン等の建設機械を移動するときには、必ずアームやブーム、荷台を下げるよう指導し、移動前には、指差し確認を徹底すること。下げた状態の確認方法については、作業計画書に明記し周知徹底すること
- 併せて、下請け業者、資材搬入業者にも同様の教育を行うこと

(※令和8(2026)年度新規項目：_____)

4. 第三者等への損害事故防止！

令和7(2025)年度において、本市では工事区間内における第三者の車両物損事故が2件発生しています。いずれも、通行車両運転手の不注意及びハンドル操作のミスによる事故でした。

しかしながら、工事中、通行者や通行車両、また近接物件への注意を怠ることで、重大事故につながる恐れがありますので、引き続き以下の項目について、重点的に安全対策を講じ事故防止に万全を期すこととします。

重点安全対策項目

① 【適切な交通誘導の実施】

- 工事現場、工事規制帯等には、交通誘導員を適切に配置すること
- 事前に、具体的な誘導方法、合図等を確認すること
- 一般公道へは、あらかじめ定められた場所・方法によって出入りすること

② 【狭い作業空間での安全確保】

- 空間的に逃げ場が無いような場所での作業では、運転者、作業員および作業指揮者との間で作業方法、作業手順等の作業計画を事前によく検討し、安全確保の対策をたてること

③ 【一般車両、歩行者等の通行部分における良好な路面の確保】

- 工事施工中に工事現場内及び仮設通路等を一般の通行に開放する際は、車両、歩行者が安全に通行できる良好な路面の確保に留意すること。また、雨天等により路面の性能を損なう可能性がある現場は、現場巡視等を実施すること
- 段差が生じる場合は適正な勾配を取り、徐行看板等にて注意喚起を行うこと

④ 【保安施設等の設置状況の確認】

- 保安施設や現場で保管している資材等が、強風等で飛散・倒壊しないよう点検を確実にすること
- 保安施設や仮設材の張り出しによる通行支障が無いよう注意すること

⑤ 【交通事故の防止】

- 危険が予測される箇所には、安全かつ通行の妨げとならないよう看板・標識類を設置し、注意喚起を行うこと。また、看板・標識類は視認性があるものを使用すること

⑥ 【除草作業等における飛散の防止】

- 飛散防止ネット等は、十分に大きなものを設置し、適切な配置の徹底をすること
- 草刈り箇所の事前確認を行い、飛び石の原因となる石や堆積物を取り除くこと
- 草刈機の刃は、地際から離し、高刈りをする
- 伸びている草は、複数回で刈るなど刈り高さを調整すること
- 草刈りの角度、飛散防止ネットの位置を確認すること
- 長尺な飛散防止ネットや飛石飛散防止対策の施された機材の利用に努めること
- 草刈り箇所周辺の交通量や支障物、対象の繁茂状況に適した方法を選択すること

5. 盗難防止対策の徹底！

令和7(2025)年度において、本市では工事現場における資機材等の盗難は発生していません。しかしながら、近年県内では工事現場及びそれ以外の箇所において、バックホウモニターやダンプトラックをはじめ、銅線ケーブル、グレーチング、蛇口等の**金属類の盗難が多発**しています。**今後も盗難の発生が懸念**することから、以下の項目について重点的に安全対策を講じ、盗難防止に万全を期すこととします。

重点安全対策項目

- ① パトロールを重点的に実施すること
- ② 休日前に盗難のおそれがあるもの（PC、着脱式モニター等）は持ち帰ること
- ③ 現場事務所内に防犯カメラ、センサーライトを可能な限り設置すること
- ④ バックホウ等の重機を置いたままにする場合、不審なアクセスを防止するため、現場設置カメラの視野の範囲内、もしくは人目につく場所にバックホウを移動しておくこと
- ⑤ 現場内への不審者の侵入を抑止するため、現場設置カメラの稼働中であることを見やすい位置に掲げておくこと

(※令和8(2026)年度新規項目：①～⑤)

